資料２

次期「しまね教育ビジョン21」について

答申を構成する「教育を取り巻く情勢」、「本県教育の現状と今後の方向性」を文章化した形で表した（案）

Ⅱ　教育を取り巻く情勢

１　少子化のさらなる進行

本県の人口は平成32年には約65.5万人、平成22年と比較して約6.2万人の減少(約8.6%の減少）と推計されています。このうち15歳未満人口は平成32年には約7.7万人、平成22年と比較して約1.6万人の減少（約17.1%の減少）と推計されており、全体人口の減少率を上回る減少が見込まれています。

15歳未満人口の地域別増減率については、県東部は本県全体と比較して減少の割合が下回りますが、県西部、隠岐は本県全体と比較して減少の割合が上回り、特に、隠岐において減少の割合が大きいと見込まれています。

区　　分	平成22年	平成32年	増　減	増減率	地域別増減率
本県人口（合計）	71.7万人	65.5万人	▲6.2万人	▲8.6%	東部：▲ 6.4% 西部：▲13.0% 隠岐：▲15.1%
本県人口（15歳未満）	9.2万人	7.7万人	▲1.6万人	▲17.1%	東部：▲15.4% 西部：▲20.7% 隠岐：▲25.8%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年３月推計）」

また、本県の一世帯当たり人員は平成22年には2.66人、平成12年と比較して0.24人の減少（約8.3%の減少）となっているほか、核家族世帯が一般世帯に占める割合は平成22年には51.6%、平成12年と比較して0.7%の増加となっており、世帯の少人数化と核家族化が進行しています。今後も同様な傾向が続くことが見込まれます。

区　　分	平成12年	平成22年	増　減	増減率
一世帯当たり人員(本県)	2.90人	2.66人	▲0.24人	▲8.3%
核家族世帯が一般世帯に占める割合(本県)	50.9%	51.6%	+0.7%	－

出典：総務省「国勢調査」

少子化のさらなる進行に伴い、今後、地域の活力の低下が一層進行し、とりわけ次世代を支える担い手を確保することが大きな課題となっています。

また、地域社会の過疎化や学校規模の縮小に伴い、子ども同士が交流したり、切磋琢磨する場が一層減少しています。

このほか、少子化や核家族化により、保護者の過保護や過干渉が増加し、子どもの社会性がさらに低下することが懸念されています。

このような状況が避けられない中で、本県の現状と課題を把握し創造的に支えていく人を学校教育と社会教育が連携して育成する必要があります。また、中長期的な課題として教育効果を十分に発揮できる学校規模の在り方について検討を行う必要があります。

２　雇用環境の変化

我が国の雇用環境は、成果・能力重視の賃金制度を導入するなど、従来の終身雇用・年功序列型の安定的な雇用慣行が大きく変化しています。また、非正規職員は労働者全体の36.6%（労働基本調査）を占めるまで増加し、過去最高の水準となっています。特に15～24歳の若年層で、大きく上昇しています。

また、卒業後３年以内の離職率が高等学校卒で約４割、大学卒で約３割と高い率で推移して

います。
　このような社会を生きていくためには、基盤となる確かな学力を育成することが大切です。
　また、学校から社会への円滑な接続のため、小学校段階から教育活動にキャリア教育の考え方を導入・実践し、社会的・職業的自立ができる力の育成に取り組む必要があります。

３　地域社会・家庭の変化

家族形態の変化、経済格差の拡大、価値観やライフスタイルの多様化が言われて久しい。地域社会のつながりが希薄化し、互いに支え合う力も低下しているとともに、個人の孤立化が進展しています。
同様に、子ども集団での遊びや､野外での遊び、社会を通じた大人との交流は減少し、テレビゲームやＳＮＳなどバーチャルな関係、直接顔の見えない交流へと大きく変化しています。
これらの変化が、子どもの社会性や規範意識の低下やコミュニケーション能力の低下をもたらしていると言われています。
一方では、平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、その復興が進む過程において、人の絆や協働の大切さについて多くの教訓を得ました。人と人とのつながりを強く意識するようになり、ボランティアに参加するなど社会貢献に対する意識が高まっています。このことを大切にする必要があります。

家庭においては、その教育力が低下していると言われています。本来、家庭で行なわれるべきことも学校が担うよう期待される風潮があります。教育基本法に規定されるとおり保護者は子の教育について第一義的責任を有しますが、一方では、行政の家庭への支援も規定されています。
　行政は家庭教育の自主性を尊重し、教育の内容を押しつけることがないよう留意しながら、家庭教育を支援するための施策に取り組むことが必要です。

このような地域社会や家庭の変化に対して、学校が十分に対応できていない面もあります。
　漫然と従来型の学校運営を続けるのではなく、外部環境の変化に適切に対応できるよう、管理職を始め教職員のマネジメント力を向上させる必要があります。特に地域や保護者に対する情報提供や情報共有に留意する必要があります。

４　国際化・情報化の進展

情報通信技術や交通手段の発達により、急速に国際化が進展しました。人・モノ・お金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、国同士が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっています。

　国際化に対応できる資質として単に「英会話」ができるだけでは不十分とされ、文化や社会的背景が違う人たちと共通言語である英語でコミュニケーションを図りながら、その中でリーダーシップを発揮して物事を成し遂げる力までもが必要であると言われています。高等学校段階までに、この国際化に対応できる基礎力を育成する必要があります。
　国際化を考えるにあたっては、自ら住んでいる地域や我が国の自然、歴史及び文化などを学び､日本人としてのアイデンティティなどを基盤として培っていく視点が一層重要になります。

情報化に関しては、その進展が非常に著しく、個人のレベルで容易に情報を収集することが可能となりました。
　子ども達には、有り余る情報を整理し、真偽を判断し、活用できる力を育てる必要があります。また、学校にとっても情報通信ネットワークを活用することにより､地理的条件に左右さ

れることなく一挙に世界へ活動の幅を広げることが可能となります。教職員の情報リテラシーの向上と実践力を高める必要があります。

一方、情報化の陰の部分、すなわち生活習慣や健康へ与える影響、犯罪等へ巻き込まれる危険性、子ども同士あるいは教員と子どもの人間関係の希薄化などが考えられます。小学校段階からこの課題に計画的に対処する必要があります。

Ⅲ　本県教育の現状と今後の方向性

１　学力・学習習慣の状況

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の正答率の分布状況によると、本県の児童生徒は全国平均と比較して、小学６年生では国語、算数ともに「知識」に関するＡ問題、「活用」に関するＢ問題のいずれも上位層が少ない状況にあります。一方、中学３年生では国語はＡ問題、Ｂ問題のいずれも上位層が多いものの、数学はＡ問題、Ｂ問題のいずれも上位層が少ない状況にあります。

〔全国学力・学習状況調査　正答率分布状況〕

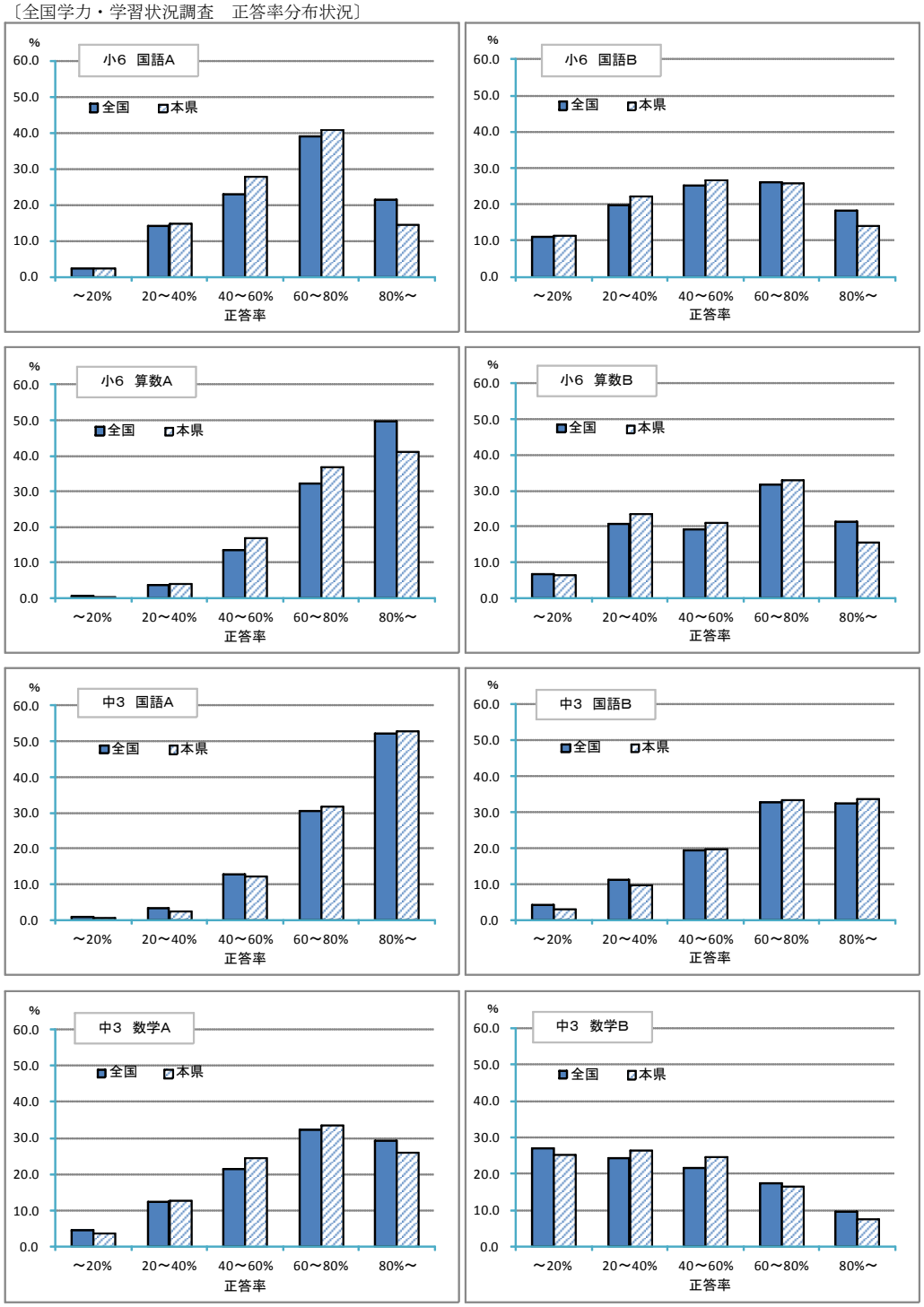

出典：文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査（※全国、本県ともに公立）」

また、平日に学校の授業時間以外に１日１時間以上勉強する児童生徒の割合は、全国平均と比較して少なく、特に、中学生は全国平均を大きく下回り、家庭での学習時間が短い状況にあります。さらに、子ども達の学習意欲も低いと言われています。

〔平日に学校の授業時間以外に１日１時間以上勉強する児童生徒の割合〕

区　　分	本 県	全 国
小学６年生	60.4%	63.2%
中学３年生	53.2%	68.6%

出典：文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」

今や社会全体が一律に答を見い出せない時代へと加速度的に変化し、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」が到来していると言われています。このような知識基盤社会に対応するためには確かな学力が必要です。その意味で本県は早急な対策が必要な状況です。

確かな学力の育成に当たっては、まず、学力とは何かについてわかりやすい形でまとめ、学校、児童生徒、保護者が共通認識を持って行動することが必要です。

その学力観をベースに「全国学力・学習状況調査」等の結果を徹底的に分析し、分析に基づく一貫した学習指導を行う必要があります。

あわせて、児童生徒が読書を通して感性を磨き、読解力・表現力・想像力を高めることや学校図書館を活用した調べ学習などに取り組むことも必要です。

さらに、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒の基本的生活習慣を確立するための取組を行い、家庭学習の習慣化を図ることが必要です。

いわゆるキャリア教育の考え方を小学校段階から取り入れ、学ぶことの意義や学びと進路とのつながりを意識させながら、学習意欲や確かな学力育成を図る取組を早急に県教委と市町村教委が連携して実行する必要があります。

教員の指導力向上のための研修・指導についても、内容を精査し、県教委と市町村教委が一体的に進めることが求められます。

２　規範意識・社会性の状況

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の結果によると、本県における児童生徒が住んでいる地域の行事に参加する割合は、全国平均と比較して高い状況にあります。また、近所の人に会った時にあいさつする児童生徒の割合も、全国平均と比較して高い状況にあります。このほか、本県の児童生徒のボランティア活動に対する意識も高まってきています。

〔住んでいる地域の行事に参加する児童生徒の割合〕

区　　分	本 県	全 国
小学６年生	73.1%	63.9%
中学３年生	47.8%	41.6%

出典：文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」

〔近所の人に会った時にあいさつする児童生徒の割合〕

区　　分	本 県	全 国
小学６年生	95.3%	91.8%
中学３年生	93.7%	87.1%

出典：文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」

一方で、子どもたちの間で多人数、異年齢、屋外での遊びが減少してきています。人間

関係の範囲が狭く、相手の立場を想像したり、他人と協力する経験が不足しがちであるほか、自己中心的な行動も増加してきています。
また、ＳＮＳなどインターネット上における直接顔の見えないコミュニケーションが増加しています。
地域や大人との多様な関わりが減少し、人と同調すること、ルールを守る経験が子どもに不足している一方で、子どもを叱れない大人、保護者が増えています。

こうした中で、子どもの規範意識や社会性を育むためには、子の教育について第一義的責任を有する保護者が、家庭でのしつけをはじめとする家庭の役割について保護者が改めて確認するとともに実践することが求められています。また、行政も保護者に対する有効な支援策を検討、実施することが求められます。
学校においては、道徳や総合的な学習の時間、体験活動を取り入れた取組をはじめとする全教育活動を通じて、子どもの規範意識や社会性を育成することが求められます。
また、学校・家庭・地域が連携・協力し、集団活動、自然体験、異年齢集団での活動を通じた多様な人間関係を子どもに経験させることが重要であるとともに、あいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的なふるまいを身に付ける取組の定着を図り、県民に広く認知してもらい、県民全体でのふるまいの向上を進める必要があります。
規範意識や社会性を育成する取組を就学前から高等学校段階まで連続・一体化して行うことが求められます。

３　いじめ・不登校の状況

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）の結果によると、本県におけるいじめの認知件数は、全国平均を下回る状況にあります。

〔いじめの認知件数〕

区　分	平成19年度	平成24年度
本　県	4.6件	6.1件
全　国	7.1件	14.3件

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
※小・中・高・特別支援学校：児童生徒1,000人当たり

本県においては、いじめの問題や不登校に対応するため、スクールカウンセラーやクラスサポートティーチャーなど、教育相談の体制づくりが進んできています。
しかし、いじめがより陰湿になり、周囲から見えにくくなってきている状況にあるほか、インターネット上の掲示板、ＳＮＳによるいじめが増加するなど、いじめの形態が変化してきています。また、いじめをしている側にいじめの自覚がないためにいじめが繰り返されるといった状況なども見られます。
また、本県における不登校児童生徒数は、全国平均を上回る状況にあります。

〔不登校児童生徒数〕

区　分	平成19年度	平成24年度
本　県	14.5人	13.3人
全　国	12.0人	10.9人

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
※小・中学校：児童生徒1,000人当たり

不登校のきっかけは、友人関係をめぐる問題、無気力、学業の不振などが主な理由となっています。

「いじめ防止対策推進法（平成25年９月施行）」に基づき、地方公共団体、学校においていじめ防止対策基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を講じることが必要です。

いじめの防止のために、いじめが人権の侵害であるとの認識に立ち、各学校において人権意識を高める教育や道徳教育の充実が必要であるとともに、アンケートＱＵなどを活用した現状把握によるいじめの未然防止、早期発見、早期対応が必要です。

あわせて、インターネット上の掲示板、ＳＮＳ等によるいじめに対応するため、児童生徒の情報モラルの育成や保護者に対する啓発を行うとともに、インターネット上での不適切な書き込みを検索し、早い段階で対応することが求められます。

引き続き、子どもや保護者の悩みや不安を軽減・解消するための相談体制を確保するとともに、いじめや不登校に対応するための教職員の資質向上を図ることが必要です。

４　生活習慣の状況

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の結果によると、本県における児童生徒が朝食を毎日食べている割合は全国平均を上回る状況にあります。

〔朝食を毎日食べている児童生徒の割合〕

区　　分	本 県	全 国
小学６年生	97.8%	96.3%
中学３年生	96.5%	93.8%

出典：文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」

また、上記調査の結果によると、本県における児童生徒の平日の睡眠時間は全国平均を上回る状況にあります。

〔平日の睡眠時間が７時間以上の児童生徒の割合〕

区　　分	本 県	全 国
小学６年生	93.9%	91.6%
中学３年生	71.3%	60.6%

出典：文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」

近年、「早寝・早起き・朝ごはん」等、各学校における児童生徒の望ましい生活習慣づくりの取組が進んできています。

一方で、学年が上がるにつれて、朝食の欠食や睡眠時間の不足など、生活習慣の改善を図る必要性が高い傾向にあります。

また、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れから、子どもの肥満や生活習慣病の発症が懸念されてきています。

さらに、スマートフォン等の電子メディアの普及に伴い、電子メディアとの接触が児童生徒の生活習慣に与える影響が懸念されてきています。

こうした中で、子どもが心身ともに健やかに成長するためには、乳幼児期から望ましい生活習慣を身に付けさせることが必要です。未就学児の保護者も含めた子どもの保護者への働きかけを関係部署・機関と連携して行うことが求められます。

朝食摂取の習慣づくりに合わせて、和食などの栄養バランスの整った食事を摂取することを働きかけるなど食育を一層充実する必要があります。

電子メディアとの接触については、児童生徒が使用する時間を保護者と約束したり自ら決めるなど、上手に関わっていける力を身に付けさせることが必要です。

５　体力・運動能力の状況

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）の結果によると、本県における児童生徒の体力や基礎的な運動能力は、緩やかな回復傾向にありますが、握力などの筋力が低下している状況にあります。

〔体力合計点〕

区　　分	本 県	全 国
小学５年生男子	55.20点	54.07点
小学５年生女子	55.77点	54.85点
中学２年生男子	42.12点	42.32点
中学２年生女子	48.05点	48.72点

出典：文部科学省「平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

また、上記調査の結果によると、本県における児童生徒の体力値は、親世代（本県の体力ピーク時の昭和61年度）と比較すると低い状況にあるほか、小学校入学後、授業中に姿勢を保つことができない状況も見られます。また、女子の運動離れや運動習慣の二極化の傾向が見られます。

こうした中で、体力・運動能力の基礎を培うために獲得しておきたい基本的な動きを身に付けるため、外遊びや集団遊びの重要性を広く啓発することが必要です。
特に神経系の発達が著しい幼児期には、日常指導に携わる指導者に運動プログラムやその必要性の普及・伝達を行うことが必要です。
また、各学校においては、運動意欲の向上を目指した授業の充実と運動プログラムの実践などにより、学校での子どもの体力向上に取り組むことが必要です。

６　情報化の状況

学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省）によると平成24年度の学校における校務用コンピュータ整備率、30Mbps以上の高速インターネット接続率、普通教室の校内ＬＡＮ整備率など環境的な面は一定の水準に達していますが、電子黒板のある学校の割合、デジタル教科書などは全国に比べて低い水準です。

また、教員のＩＣＴ活用能力については全ての項目で全国平均を下回っています。

ICT環境の整備　（単位:%）

	島根県	全国
校務用コンピュータ	131.3	108.1
高速インターネット接続	80.8	75.4
普通教室ＬＡＮ	83.6	84.4
電子黒板	59.3	74.7
デジタル教科書	24.7	32.5

＊学校における教育の情報化の実態に関する調査（文部科学省）

教員のＩＣＴ活用能力　（単位:%）

	島根県	全国
教材研究・指導に活用する能力	75.4	79.7
授業中に活用する能力	60.6	67.5
児童・生徒のICT活用を指導する能力	59.6	63.7
情報モラル等を指導する能力	69.2	74.8
校務に活用する能力	74.6	75.5

次に、中学生、高校生のスマートフォン、携帯電話の所有率は、中学校男子23%、同女子35%、高等学校男子92%、同女子96%となっています。

スマートフォン、携帯電話の所有率　（単位:%）

		スマホ	携帯	計
中学生	男子	16	7	23
	女子	21	14	35
高校生	男子	77	15	92
	女子	81	15	96

スマートフォン等利用内訳上位３位　（単位%）

		１位	２位	３位
中学生	男子	ゲーム	LINE等	動画
		36	29	26
	女子	LINE等	音楽鑑賞	動画
		35	22	22
高校生	男子	LINE等	ゲーム	動画
		64	46	37
	女子	LINE等	ツイッター	動画
		74	37	27

利用の内訳で多いものは、中学生、高校生とも傾向は同じで、LINE等、ゲーム、動画等が

上位を占めている。LINE等の活用状況からみて、個人の情報発信が日常化していると言えます。
　また、一日の使用時間では、１時間以上使用している中学生、高校生が、52%、65%と非常に多くなっています。(県教委調査)

　次に、平成24年度問題行動報告書（文部科学省）のいじめの態様「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」とした割合は、小学校で1.7%、中学校で6.0%、高等学校で14.5%と学校段階が上がるにつれて増加しています。
　平成25年度から実施しているネットパトロールでは、平成25年７月から12月までに2,750件の問題のある投稿等が発見されました。その内の94%が高等学校関係でした。また、緊急性はないが必要に応じて適切な指導・対応が望ましいとされるリスクレベルが低いものがほとんどでリスクレベルの高い事案は１件でした。

　子ども達には、氾濫する情報の真偽を判断し、整理し、活用できる情報処理能力を育てる必要があります。
　また、教員の情報リテラシーを高めるとともに、ＩＣＴ機器を授業で効果的に活用するためのプログラムの作成と積極的活用が必要です。
　離島や中山間地の多い島根だからこそ、世界につながる情報通信技術を学校活動で積極的に活用し、児童・生徒の視野を広げる必要があります。加えて、学校や行政は、子ども達や教員がICTを活用するための環境整備を進める必要があります。

　一方、情報化の影の部分に対しては、生活習慣の面、健康の面、人権の面、犯罪に巻き込まれる危険など、スマートフォン等のリスクを子どもだけではなく保護者へもわかりやすく伝える必要があります。
　また、ネットトラブルに早期発見・早期対応するためのネットパトロールは、引き続き取り組む必要があります。

７　国際化の状況

　本県の子ども達が直接外国人とコミュニケーションを図る機会は、都会地と比較すると少ないものの、毎年３万人程度の外国人が本県を訪れていることからも、その機会は増えつつあるといえます。また、インターネットを通じて世界とつながることが可能となり、様々な形で異文化に触れる機会が増加しています。

　学校教育の面では、小学校５・６年生における外国語活動、中学校、高等学校の英語の授業を中心に、外国語学習に加え、異なる文化に対する理解を深める授業を実施しています。あわせて、外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用等によるコミュニケーション能力の育成を図っています。
（※ＡＬＴの人数（平成25年度）… 小・中学校：63人、高等学校：16人）

　また、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が小学校に36人中学校に11人在籍（平成25年5月現在）していることから､日本語指導や円滑な学校生活が送れるよう支援、指導を行っています。

　新学習指導要領を踏まえ、小学校では、外国語活動を通して、世界の様々な人々や異文化に対する寛容な態度を身に付け、中学校・高等学校では、英語を使って世界の人々と思いや考えを共有できるようにするために、引き続き授業の質を高めることが大切です。加えて今後検討される早期の英語教育に適切に対応するための準備を行う必要があります。

国際化に対応するためには、英会話の能力だけではなく、コミュニケーション能力やリーダーシップを発揮して物事を成し遂げる力が必要です。従来に増して、様々な教育活動を通じてこれらの力を育成することが必要です。

また、国際化を考えるにあたっては、我が国や本県の自然、歴史及び文化などを学び、日本人としてのアイデンティティなどを基盤として、国際社会の一員として生きる自覚を培うことが必要です。

あわせて、住んでいる地域や本県の状況が日本や世界とどのように関係しているのかを児童・生徒に理解させることが必要です。そのための授業プログラムや教員の指導力の向上も必要です。

８　特別支援教育の状況

近年、自閉症・情緒障がい、知的障がいの対象となる特別支援学級の児童生徒と小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍する発達障がい等があることにより特別な支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあります。

これまでに、各学校における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名など、特別な支援の必要な児童生徒に対する支援体制の整備が進んできています。

また、特別支援学校高等部の卒業生が社会的・職業的に自立できるよう、関係機関と連携した進路開拓や進路指導の取組が進んできているほか、特別支援学校が地域におけるセンター的機能として活用されてきています。

特別な支援の必要な子どもに対しては早期からの取組がとても重要です。そのため障がいを早期に発見し、幼稚園・保育所等に通う就学前の段階から適切な支援を行うことが必要です。

小・中学校の通常の学級や高等学校における発達障がい等のある児童生徒への支援について、その質を高める必要があります。

あわせて、特別支援学校高等部の生徒や高等学校に在籍する特別な支援の必要な生徒の卒業後における社会的・職業的自立を一層推進するため、一貫した支援を行うことが必要です。

上記を行うにあたっては、教職員の特別支援教育に対する専門性と実践力をさらに高める必要があります。

９　人権教育の状況

各学校において、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の考え方をまとめた教職員研修資料や「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」を解説した学習資料の活用等により、研修や学習が進み、学校を中心に子どもの発達の段階に応じた人権・同和教育の体制づくりが進んできています。

一方、近年、いじめへの対応や特別な支援が必要な子どもへの対応など、学校教育現場が直面する課題が複雑化・多様化してきています。

こうした中で、子どもたち一人一人の学ぶ権利が保障される学校づくりが必要です。

また、子どもたちが様々な人権課題について理解を深め、解決に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むことが求められています。

人権・同和教育に関する教職員の校内研修の取組が進んでいますが、教職員が進路保障の理念を十分認識して、実践につなげることが必要です。
あわせて、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、地域社会において子どもから大人までの一人一人が人権を重要な課題として取り上げる学習の場を確保し、人権に対する理解を深める取組が求められます。

10　教員、学校経営等の状況

本県の学校教育を担う個々の教員は概して真面目で熱心に教育に携わっています。こうした中で、教員の高年齢化が進行し、多数の教員が退職を間近に控えています。
また、多様化、困難化する教育課題へ必ずしも的確に対応できていないなど課題もあります。多忙感を訴える教員も増しており、子どもと関わる時間の確保を求める声が多くなっています。
さらに、保護者の価値観の多様化、権利意識の高まり、情報公開の要請、経済状況の変化など学校を取り巻く環境が大きく変化してきたことに伴い、管理職を中心とした学校運営に対する注目が高まっています。

個々の教員の優れた資質とその力をうまく引き出す質の高い学校マネジメントは、学校における教育活動の質を保証するもので最も重要な要素です。
ますます多様化、困難化が予想される学校教育では、不断の取り組みとして教員の資質向上と学校マネジメントの質向上を図っていく必要があります。
教員の資質向上では、教員研修・指導をより実践的なものに改め、必ず効果測定を行うなど研修・指導のＰＤＣＡ化が必要です。
また、教員が子ども達と向き合う時間を確保する観点から、多忙感等の対策について県教委と市町村教委が連携して取り組む必要があります。
学校マネジメントでは、校長、教頭の役割はますます重要となります。より一層管理職の資質を高めるとともに管理職が相談できる仕組みの構築も必要です。
また、次世代の管理職を計画的継続的に養成することも必要です。
加えて、学校を取り巻く保護者や地域の変化に対応し、学校の教育方針・生徒指導方針・危機管理対応などの運営方針について保護者や地域社会に情報を的確に伝え情報共有することが必要です。

11　幼保小中高連携の状況

小学校入学時に授業中に座っていられない、集団行動がとれないなど、子どもが学習や環境に適応しにくい「小１プロブレム」といわれる状況が存在します。
また、中学校入学時には、子どもが環境の変化に対応できず、不登校や問題行動等が増加する「中１ギャップ」といわれる状況が存在します。
さらに、高等学校では、目的意識の希薄さ等に起因する学校や学業への不適応などによる中途退学者が少なからず存在します。
これまでに校種間での教員の交流や合同研修会など、学習指導の連携が進んできていますが、上位校に進学するに当たって学力の育成が不十分であったり、いじめなどの問題行動や不登校の未然防止に向けた幼保小中高間の情報共有等や、特別な支援が必要な子どもに対して適切な指導・支援など学校種間における情報伝達、情報共有、相互理解については十分とはいえない状況です。

一人の子どもを計画的、継続的に育んでいくためには、就学前から高校卒業時点までの学

校種間における情報伝達、情報共有、相互理解が不可欠です。
　そのためには、各学校種毎に達成すべき目標を明示し、上位校種へ的確に引き継いでいくことが必要で、教員の相互交流や授業の相互公開、人事交流の促進、中学校区での一貫したカリキュラムマネジメントの実施などを行う必要があります。
　将来、子どもが自立して生きるための力を育むため、就学前から高等学校までを通して、学力の向上、社会性の育成等を連続・一貫して行うことが必要です。

12　青少年の未就労・未就学の状況

　中学校・高校の卒業生のうち、毎年度一定数の青少年は進路が確定せずに、未就労・未就学のままの状況にあります。
　また、高校へ進学したものの中途退学する者や、就職しても離職する者もおり、県全体としての状況について実態を十分に把握できていない状況にあります。

〔県内高校卒業時の進路未定者〕

区　　分	人　数	割合
県立高校（全日制・定時制）	27人／4,994人中	0.5%
私立高校	15人／1,306人中	1.1%

島根県教育委員会調べ（平成24年度の調査）

〔県内高校中途退学者〕

区　　分	人　数	割合
県立高校（全日制・定時制）＋私立高校　合計	238人／6,433人中	3.7%

島根県教育委員会調べ（平成24年度の調査）

　現在、教育、福祉、雇用等の各分野で様々な取組を行っていますが、連携が十分に図られていない部分もあるため、今後は未就労・未就学の全体像をつかむとともに、各部署の連携を強めながら総合的な取組を進めていくことが必要です。
　また、それぞれの分野で支援に携わる人がより有効な支援ができるように、スキルアップの機会を設けることが必要です。

13　社会教育の状況

　「社会生活基本調査」（総務省）の結果によると、本県においてはボランティア活動へ参加する割合が全国と比較して高い状況にあります。

〔ボランティア活動の年間行動者率（10歳以上）〕

区　　分	本 県	全 国
ボランティア活動の年間行動者率（10歳以上）	34.8%	26.3%

出典：総務省「平成23年度社会生活基本調査」

　学校現場においても、多数のボランティアがふるさと教育を支えている状況にあります。

〔ふるさと教育に関わるボランティア等の実人数〕

区　　分	小学校	中学校
ふるさと教育に関わるボランティア等の実人数	9,933人（約44人/校）	2,398人（約24人/校）

島根県教育委員会調べ（平成24年度の調査）

　社会教育研修センターにおいては、これまでに地域での学習活動の推進役や学習活動を調整するコーディネーターの養成等を実施してきています。
　また、社会教育施設や青少年教育施設の機能を高めるため、職員の資質向上の取組を実施してきています。
　公民館を拠点とした活動を通じて、地域住民による地域課題の解決に向けた取組が進んできています。
　一方、大学や専門学校などの学生や就労している青少年の活力を、地域の活性化につな

げていく仕組みが十分でない状況があります。

県民一人一人が生涯にわたる学習活動を通じて自己実現を目指すとともに、その成果を社会生活に活かしながら地域社会への主体的な参画をすることが求められます。引き続き、地域における学習活動を推進する人材の養成、社会教育施設等の機能の充実、公民館活動の活性化などの取組が必要です。

また、青少年が地域づくり活動やボランティア活動などに積極的に参加することができる仕組みづくりが必要です。

14　スポーツ活動の状況

「平成24年度島根県政世論調査」の結果によると、健康づくりや余暇時間の活用のための運動やスポーツの取組について、「取り組んでいる」は４割弱、「今は取り組んでいないが、取り組みたいと考えている」は４割強、「関心がない」は２割弱となっています。

こうした中で、運動やスポーツに取り組みたいと考えている人に対して、年齢や障がいの有無にかかわらず、これらの活動に参加できるよう環境を整備したり、働きかけを行うことが求められています。

さらに、県民一人一人が健康で豊かな生活を営むために、今は関心がないという人を含めて、多くの県民が気軽に楽しく、生涯にわたり地域において運動やスポーツに親しむことができるようスポーツ・レクリエーション活動を推進していくことも必要です。

また、少子化や過疎化の影響により、スポーツの競技人口の減少が見られ、競技の実施や優秀な競技者の発掘・育成が困難な状況にあります。

そのため、競技団体や地域の関係者が一緒になって競技人口のすそ野を広げていくことが必要です。

〔問「運動やスポーツに取り組んでいるか」〕

区　　分	割 合
取り組んでいる	36.7%
今は取り組んでいないが、取り組みたいと考えている	43.5%
関心がない	17.9%
無回答	2.0%

出典：島根県「平成24年度島根県政世論調査」

〔国民体育大会派遣選手数〕

区　　分	平成16年度	平成24年度
国民体育大会派遣選手数	400人	289人

島根県教育委員会調べ

15　文化財の状況

本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡から発見された青銅器群や出雲風土記など全国に誇り得る古代文化をはじめ、それぞれの地域毎に歴史と豊かな文化が豊富に伝承され、数多くの文化財が存在しています。平成19年の古代出雲歴史博物館の開館、石見銀山遺跡の世界文化遺産登録、平成25年の出雲大社の大遷宮等により本県の歴史・文化に対する関心が高まっています。

〔国・県指定文化財〕

区　　分	国指定	県指定	合 計
国・県指定文化財	212件	364件	576件

島根県教育委員会調べ
※平成25年８月７日現在

引き続き、本県の歴史・文化の魅力を全国に積極的に情報発信するとともに、本県の特色ある歴史・文化について、調査・研究を着実に進めることが必要です。
また、文化財の適切な保存・継承と活用のために、計画的に文化財の修理、整備を行う必要があります。